

あおり運転の撲滅に向けた対策を求める意見書

平成29年6月、神奈川県東名高速道路において、あおり運転を原因とする死亡事故が発生し、本年8月には、茨城県の常磐自動車道で、執拗なあおり運転を受けて停車させられた男性が、暴行を受ける事件が発生したほか、全国的に同様の事案が大きく報道されるなど、同種の悪質・危険な運転に対しては、厳正な対処を望む国民の声が高まっている。

警察庁においては、平成30年1月、あおり運転等の悪質・危険な運転に対し、あらゆる法令を駆使して厳正な捜査の徹底を期すとともに、車間距離不保持等の道路交通法違反について積極的な交通指導取締りを推進することなどを各都道府県警察に通達したが、あおり運転等の悪質・危険な運転を原因とする事件や事故は後を絶たない。

あおり運転等の悪質・危険な運転を未然に防止するためには、あおり運転自体を罰する規定の創設や厳罰化に向けた法整備の検討に加えて、運転免許更新時講習などのさらなる充実や広報啓発活動のより一層の推進が求められている。

よって、国会及び政府においては、あおり運転等の悪質・危険な運転を根絶し、安全・安心な交通社会を構築するため、下記の事項に早急に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 あおり運転を罰する規定の創設や厳罰化について、海外の事例や法制度についての調査研究を含め、法整備に向けた検討を加速化させること。
- 2 撲滅に向けた交通安全意識向上に資する広報や教育の拡充を行うこと。
- 3 重要な証拠となるドライブレコーダー設置の普及等撲滅に向けた有効な取組に関する施策を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和元年（2019年）12月11日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、国家公安委員会委員長  
（提出者）自由民主党、民主市民連合及び公明党所属議員全員